

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「別表第四の四の2」を「別表第四の三の2、四の2」に改める。

第十四条中「第九条」の下に「及び第十二条」を加え、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（遵守事項）

第十二条 公園の利用者は、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないことその他知事が定める事項を遵守しなければならない。

別表第一の一の表浄化センター公園野球場の項中「浄化センター公園野球場」を「まほろば健康パーク野球場」に改め、同表浄化センター公園テニスコートの項中「浄化センター公園テニスコート」を「まほろば健康パークテニスコート」に、「午後五時まで（六月十六日から八月十五日までの間は、午前九時から午後七時まで）」を「午後九時まで」に改め、同項の次に次のように加える。

まほろば健康パークスィムピア奈良	午前九時から午後十時まで（日曜日及び休日は、午前九時から午後九時まで）	第二火曜日、第四火曜日、十二月二十八日から翌年の一月四日まで及び知事が定める日
------------------	-------------------------------------	---

別表第一の二の表浄化センター公園ファミリールプールの項中「浄化センター公園ファミリールプール」を「まほろば健康パークファミリールプール」に、「八月三十一日」を「九月十五日」に改める。

別表第二中

浄化センター公園	一四六円
----------	------

を

まほろば健康パーク	一四六円
-----------	------

に、

一、八二〇円	二、五九〇円	一、七〇〇円
--------	--------	--------

を

ク 健康パ ー	苑 公 原 櫃		
	館 体 育 第 一	場 競 技 陸 上	場 野 球
一、六九〇円	一、八二〇円	二、五九〇円	一、七〇〇円

に、

浄化セン ター公園
一、一三〇

奈良公園
一平方メー ト ル一月につ き 七五円

を

ク 健康パ ー	まほろば	奈良公園
一四六円		一平方メー ト ル一月につ き 七五円

に、

苑 公 原 櫃		
館 体 育 第 一	場 競 技 陸 上	場 野 球

ク

円
を
まほろば
健康パーク
一、六九〇円
に改める。

別表第四の一中「浄化センター公園ファミリプール」を「まほろば健康パークファミリプール」に改め、同表の二を次のように改める。

二 まほろば健康パークスイムピア奈良

種別	使用料
大会用備品	一セットにつき 一二六、六〇〇円

第十二号様式中「~~第12条~~」を「~~第13条~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。